

坂出市私設量水器設置および下水排除量認定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、坂出市下水道条例（昭和60年坂出市条例第11号）第15条の規定による使用料の算定を行う場合における私設量水器の設置により水道水または水道水以外の水を使用して下水を排除するときの汚水量の認定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(認定の要件)

第2条 市長は、次に掲げる要件のすべてを満たす者に限り、設置希望者の申請によって私設量水器の設置を許可し、および下水排除量を認定することができる。

- (1) 管理責任者または代表者が選定されていること。
- (2) 私設量水器によらなければ適正で公平な下水排除量が得られない理由があること。
- (3) 次条に定める基準を満たすこと。

(設置に関する基準)

第3条 私設量水器の設置および管理に当たっては、次に掲げる基準のすべてを満たさなければならない。

- (1) 設置する量水器は、計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定済みのものとし、使用メーカーおよび口径については、事前に市長の許可を受けること。
- (2) 私設量水器は、坂出市水道局給水装置工事施工指針に基づき、指定給水装置工事事業者により設置されること。
- (3) 設置量水器は、計量法に基づく有効期間内のものとし、満了月前に市長に報告のうえ、設置者の責任において取り替えること。
- (4) 私設量水器が不回転と判断されたときは、速やかに取替えを行い、許可された設備の状態に復すること。

(設置の申請および許可)

第4条 私設量水器の設置許可により下水排除量の認定を希望する者（以下「申請者」という。）は、下水排除量認定に伴う私設量水器設置許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、審査の参考となる資料を添えなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請書を審査し、許可したときは、下水排除量認定に伴う私設量水器設置許

可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

- 4 申請者は、前項の規定による許可前において設置工事に着手してはならない。
- 5 第3項の規定による許可の内容を変更しようとするときは、あらかじめ私設量水器設置許可内容変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（下水排除量の認定）

第5条 下水排除量の認定は、前条第3項の規定による許可を受けて量水器を設置した者（以下「設置者」という。）から提出される私設量水器による使用水量報告書（様式第4号）に基づき行うものとする。

- 2 前項の報告は、設置者が偶数月の25日までに市長へ提出するものとする。
- 3 市長は、必要により直接検針することができる。
- 4 設置者の報告に疑義がある場合は、市長は、立入検査を行うことができる。
- 5 使用水量報告がない場合その他設置者の不正等により当該運用方針に違反した場合は、下水排除量認定に伴う私設量水器設置許可取消通知書（様式第5号）により設置の許可を取り消すことができる。

（設置工事の費用負担および維持管理）

第6条 私設量水器の設置工事に係る費用は、設置者の負担とし、その維持管理は、計量法に基づき設置者の責任で行わなければならない。

- 2 市長は、計量水量に不都合があると認められる場合には、計量法の規定にかかわらず私設量水器の取替えを指示することができる。ただし、この場合の取替えに係る費用は、設置者の負担とする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第5条関係）